

令和2年3月18日

生徒の皆様
保護者様

さいたま市立浦和高等学校長

新型コロナウイルス感染症拡大防止対策に係る臨時休業中における校庭開放について

新型コロナウイルス感染症拡大防止の取組につきましては、日頃から御理解をいただき、御礼申し上げます。

このたび、生徒の健康保持及び運動する機会を確保する観点から、さいたま市教育委員会の指示により、下記のとおり校庭を開放することとしましたのでお知らせします。

ただし、感染症拡大防止の趣旨に基づき公共交通機関を利用した登校の自粛をお願いしていることから、やむを得ない場合を除き、引き続き登校を控えるようお願い申し上げます。

記

1 開放施設

校庭（立入制限のある場所を除く）
体育施設、設備、器具は使用できません。
校舎への立ち入りはできません。

2 開放期間

3月18日（水）から3月31日（火）までの土・日曜日、祝日を含む毎日
お帰りの際は、閉門に御協力ください。

3 開放時間

午前8時30分から午後4時まで

4 対象者

在校生及びその保護者のみ

5 注意事項

部活動は、自主練を含め、引き続き禁止となります。

学校管理下外の活動のため、事故が発生した場合であっても、教職員が対応することはできません。
また、スポーツ振興センターの対象となりません。各個人の対応となります。